

議案第 13 号
議決第 号

始良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件

始良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

始良市固定資産評価審査委員会条例（平成22年始良市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。